

第7章 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

第7章 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

7-1 市長意見の概要と事業者の見解

方法書についての市長意見及びそれに対する事業者の見解は、表7-1に示すとおりである。
なお、方法書についての住民等からの意見書の提出はなかった。

(1) 全般的事項

表7-1(1) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
<p>事業者は、北九州市環境影響評価技術指針に基づき選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に従い、環境影響評価を適切に行うことが必要である。</p> <p>また、今後環境影響評価を進めていく上で、環境への影響に関し、新たな事実が判明又は予測された場合においては、必要に応じて、選定された項目及び手法の見直し又は追加を行うべきである。</p>	<p>環境影響評価については、北九州市環境影響評価技術指針等に基づいて、適切に行います。</p> <p>また、今後、環境影響評価を進めるにあたっては必要に応じて、選定された項目及び手法の見直し又は追加を行います。</p>
<p>当該事業計画は、既存の廃棄物焼却施設の老朽化に伴い、同一敷地内に廃棄物焼却施設を建設するものである。新たに建設する施設の検討に当たっては、既存の施設に比べ環境の影響の負荷を一層低減させるため、最新システムの導入を図る必要がある。</p> <p>また、当該施設計画については、廃棄物及び有害物質の排出抑制を図るとともにそれらを適正に処理する必要がある。</p>	<p>環境保全については、法令を遵守するのは当然のこととして、既存の施設に比べ環境影響の負荷を一層低減させるよう、高度な技術に基づき徹底した対策を行います。</p> <p>また、当該施設の計画においては、焼却灰・スラグの有効利用を図ることにより最終処分量を抑制し、有害物質についても排出抑制に努め、それらを適正に処理することに配慮します。</p>

(2)環境影響評価の項目選定に関する事項

表7 - 1 (2) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
<p>方法書には当該施設の廃棄物焼却法式が明示されていないため、事業者が選定した環境影響評価の項目が当該事業の特性に基づいて適切に行われたか否かの判別は困難である。</p> <p>事業者は、早急に当該施設の焼却方式を決定し、その焼却方式に応じた環境影響評価項目を選定することが必要である。現在の方法書に記載されている項目について、見直しの必要性が生じた場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言及び指導を受け、事業特性に適切に考慮した項目の選定を行い、環境影響評価を実施する必要がある。</p>	<p>(基本的な考え方)</p> <p>新工場の建設にあたり、長期的に安定したごみ処理はもとより、ダイオキシン類の発生抑制等、環境への配慮焼却残さのリサイクルや資源化の推進を基本的な方針としています。この方針に基づき、技術提案を求めて精査を行い、</p> <p>(1)ストーカ炉+灰溶融炉 (2)ガス化溶融炉 (流動床式、シャフト式、キルン式)</p> <p>の2種類の焼却方式が採用可能な水準を満たしていると判断しています。</p> <p>環境負荷については、焼却方式による差異ではなく、各メーカー間での差異が認められますが、いずれの焼却方式が導入されても問題がないように専門家の助言等を受け事業特性を適切に考慮した環境影響評価項目を選定し、最も環境負荷の大きい条件で予測・評価を行います。</p> <p>(国の制度上の問題)</p> <p>一般廃棄物処理施設の建設に際し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第八条3項により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査(今回は北九州市条例による環境影響評価で代替)が必要になっています。</p> <p>現状の国の補助制度の運用において、環境影響評価の完了見込み時点で事業の補助内示を受け、その後入札を行い処理方式が決定することとなります。</p> <p>このような状況から、環境影響評価をひとつの焼却方式で実施することは国の制度上不可能な状況にあります。</p>

(3)調査、予測及び評価の手法

表7 - 1 (3) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
建設工事に伴う大気質への環境影響評価の調査、予測及び評価は、詳細な工事工程計画を策定し、建設機械の稼働が最大となる時期について実施する必要がある。	工事用車両については、工事計画より車両の稼働台数が最大となる時期を選定し、これに基づく大気質の予測及び評価を行います。 建設工事機械については、工事中の大気質（粉じん）の予測及び評価を行います。
方法書では、当該施設の稼働における大気質の環境要素に係る調査、予測及び評価を行う地域について、当該事業予定区域から半径約4キロメートルの範囲としているが、具体的な範囲が図示されていない。このため、地域特性を考慮することができず、調査等の範囲を明確に指摘することは困難である。 事業者は、地域特性及び選定した物質の拡散特性を踏まえ、当該物質による環境影響を及ぼす可能性のある地域を明示するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、調査等の範囲及びその結果を準備書に記載する必要がある。	環境影響を及ぼす可能性のある地域として、対象事業実施区域から半径4キロメートルの範囲を明記するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、調査の範囲及びその結果として大気質の等値線図を準備書に記載します。

(4)その他

表7 - 1 (4) 市長意見の概要及び事業者の見解

市長意見	事業者の見解
方法書には、既存施設の配置図及び当該施設の建設予定地が明確に示されていないことから両者の位置関係も曖昧にしか判断できない。 また、事業予定地の土地利用計画も示されていない。 これらについても事業者は、早急に計画の決定を行い、計画が策定された段階で審査委員会へ報告する必要がある。 その上で、準備書には詳細な施設配置図、既存施設との位置関係が明確に分かる資料及び緑地率等を示した土地利用計画を掲載し、それらの資料から敷地内の緑化対策等の環境保全対策の検討を行い、その結果を示す必要がある。	既存施設の配置及び当該施設の建設予定地を明記した図を準備書に掲載します。また、敷地内の緑化対策及び対象事業実施区域の土地利用計画について記載します。対象事業実施区域の施設配置は現時点では詳細を確定することができないため、この区域の緑化対策等については今後専門化等の助言及び指導を受け環境保全対策の検討を行い、事業を進めていきます。
当該施設の稼働に伴い、既存の施設については、解体されることになる。解体の際には、ダイオキシン類等有害物質の飛散が懸念されることから、事業者は、既存施設の解体に伴う環境保全対策を十分検討し、その結果を準備書に明記する必要がある。	既存施設については、厚生労働省の「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に従って解体し、解体作業による周辺環境への影響についても同マニュアルに従って防止する措置を講じます。この措置について準備書に記載します。